

ガス事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる
国内及び海外認証排出削減量について

ガス事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量は、以下のとおりとする。

○国内認証排出削減量

- ① 平成 20 年 10 月 21 日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）
- ② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成 25 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

○海外認証排出削減量

温対法第 2 条第 8 項に規定する国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを含む。）

（注）令和 2 年 12 月 31 日以前に行われた温対法第 2 条第 8 項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（令和 7 年 3 月 31 日までに法第 43 条第 1 項に規定する事業設計書に相当する書類についての意見書の受付が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第 2 条第 1 項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）は、海外認証排出削減量とみなす。